

福島県災害義援金配分委員会設置要領

(目的)

第1 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地震等の災害により被災した県民に対し、県内外より寄せられた義援金を公平・公正に配分するため、福島県地域防災計画に基づき福島県災害義援金配分委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

(所掌事務)

第2 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 被災者への義援金等の配分に関すること。
- (2) 義援金等の受付及び配分に関する広報活動に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(委員会の構成)

第3 委員会の委員は、学識経験者及び次に掲げる団体の別表に掲げる役職にある者をもって充てる。

- (1) 市町村関係団体
- (2) 義援金受付団体
- (3) 福祉関係団体
- (4) 福島県

2 前項の学識経験者は、知事が任命する。

(役員)

第4 委員会に会長、副会長をそれぞれ1名、監事を2名置く。

2 会長は委員の互選により、副会長は会長が委員の中から指名の上選出する。

3 監事は、知事が任命する。

(役員の仕事)

第5 会長は、委員会を代表し、事務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

3 監事は、義援金に関する受入等の事務処理を監査する。

(委員会の招集)

第6 委員会の招集は、知事が行う。

2 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(事務局)

第7 委員会の事務は、保健福祉部社会福祉課において処理するものとする。

(その他)

第8 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会にて協議の上定める。

附 則

この要領は、平成23年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年10月31日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成25年3月29日から施行する。
- 2 改正前の平成23年東北地方太平洋沖地震等義援金福島県配分委員会設置要領第3の規定による学識経験者の委員は、改正後の福島県災害義援金配分委員会設置要領第3第2項の規定により任命された学識経験者の委員とみなす。

別 表

区分	団体名	職名
市町村関係団体	福島県市長会	事務局長
市町村関係団体	福島県町村会	事務局長
義援金受付団体	日本赤十字社福島県支部	事務局長
義援金受付団体	福島県共同募金会	事務局長
義援金受付団体	福島民報社	総務局長
義援金受付団体	福島民友新聞社	総務局長
義援金受付団体	NHK 福島放送局	放送部長
福祉関係団体	福島県社会福祉協議会	事務局長
福島県	福島県生活環境部	部長
福島県	福島県保健福祉部	部長